

## 第2回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年8月21日（月）午後1時30分  
場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

### 次第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名人の選任について
- 4 議 題
  - (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
  - (2) 議案第1号 令和6（2024）年度新規農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）倉骨地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画に係る意見について
  - (3) 議案第2号 農用地利用集積計画について
  - (4) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (5) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - (6) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (7) 議案第8号 非農地証明願について
- 5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1番 渡邊 和子	2番 越沼 良	3番 秋本 則夫
4番 阿見 芳	5番 助川 悦夫	6番 津久井 勝之
7番 植竹 裕子	8番 笹沼 保治	9番 郡司 裕一
10番 荒井 一夫	11番 相馬 和恵	12番 岩城 善広
13番 鈴木 賢一	14番 古沢 成子	15番 屋代 幸子
16番 唐橋 洋子	17番 佐藤 孝	
- 6 欠席委員 なし
- 7 本会に出席した職員
  - (1) 農業委員会事務局長 伊 藤 甲 文
  - (2) 農地振興係長 生田目 友理子
  - (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
  - (4) 農地調整係副主幹 松 本 武 久
  - (5) 農政課農政係主査 屋 代 泰 生
  - (6) 農林整備課農村整備係副主幹 澁 江 隼 輔
- 8 傍聴人 なし

### 開会の宣言

午後1時35分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（1番）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は17名であり、定足数を満たしております。ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、1番渡邊委員、2番越沼委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（金山 和弘） <資料訂正箇所等の説明>

議長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

はじめに報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明4ページ、別冊資料説明2ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

次に議案第1号「令和6年度新規農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）倉骨地区の基盤整備関連経営体育成等促進計画に係る意見について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（澁江 隼輔） <総会資料説明5ページ、別冊資料説明3、4ページ>

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<相馬 和恵委員挙手>

相馬 和恵委員 土地改良をするにあたり、5年の調査期間を経て6年目には事業開始となっております。事業をするに当たっては早急と感じますが、いかがでしょうか。

合わせて、過去の事例として土地改良をする際に仮換地の段階で土砂の搬入がなされたことなどがありました。今後、以前のような事が無いようにしていただきたいと思えます。

事務局（澁江 隼輔） 調査計画期間の6年間にしましては、一般的な期間と考えております。他地区につきましても6年間の調査期間を経て計画を完成

させており、計画樹立として、翌年度から採択をして事業に入っております。

2番目の質問にお答えします。過去に仮換地の段階で土砂の搬入があった地区の件につきましては、現在も栃木県那須農業振興事務所と大田原市とで対応中であり、以前の事例を踏まえ、今後はこのような事が無いようにしていきたいと考えております。

議長（荒井 一夫） ほかに質疑はございませんか。質疑がないようですので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

次に議案第2号「農地利用集積計画について」を上程いたします。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（屋代 泰生） <総会資料説明6～9ページ>

農地中間管理機構特例事業 4件

利用権設定促進事業 1件

議長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号については原案のとおり決定することといたします。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は2件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明10ページ>

議長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員（越沼 良） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号34番、35番ともに問題ないと思います。以上、ご報告いたします。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第3号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。申請件数は1件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 11 ページ、別冊資料説明 5、6 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員 (越沼 良) 議案第4号、農地法第4条の規定による許可申請について、8月17日、第1班で現地調査をいたしました。当該用地ですが、すでに宅地の進入路となっておりまして進入路の拡幅も併せて行う申請となっております。隣接する農地への影響も軽微と認められますので、転用許可することに問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

議 長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は13件です。

事務局 (金山 和弘) <総会資料説明 12~16 ページ、別冊資料説明 7~20 ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員 (越沼 良) 議案第5号、農地法第5条の規定による許可申請について、

申請番号24ですが、先月、一時保留にしたところ、改めて事業計画の変更がなされまして確認をしましたところ近隣への影響も考慮され、小型の運搬車を利用するなどの説明も計画に記載されておりますので、事業計画に則っていただければ問題ないと判断いたしました。注意といたしました既存の開発地域からクレーン越しに荷下ろしすることの無いよう、事務

局も指導していただければと思います。

申請番号26については保留。

申請番号27、28、29については、すでに農地としての利用はされておりましたが、整備をして改めて植林をすることですので近隣農地への影響は軽微であると考えられますので、問題ないと判断いたします。

申請番号30について、当該農地の北側に残地が残りますが、農地として管理する旨の誓約書の添付があることから問題ないと判断しております。

申請番号31について譲受人の事業所が駐車場として利用することですが、現在、当該農地の隣に路上駐車をしている状態なので路上駐車改善が見込まれることから問題ないと思います。また、南側の一時転用敷地については、適正に農地に復旧していることを合わせて確認いたしました。

申請番号32について、近隣農地への影響はないと判断いたしました。

申請番号33について、既存の駐車場の敷地拡大になりますが、特に問題ないと思います。

申請番号34について、既に駐車場として使用されている形跡がありましたが、地元推進委員からの報告によりますと、過去には営林署の用地として使用されていたこともあったそうです。この度、駐車場として整備したいとの希望により、第5条の申請となりました。経緯も含めて判断した結果、問題ないと思います。

申請番号35について、受人の申請内容について、先月、申請内容不備のため不受理となりました。今回、申請内容や書類の不備が修正され再提出された案件となります。当事業所は、過去に事業用の貸店舗の申請で事業用の完了がなされないままに継続している案件がいくつか見られましたため懸念しておりましたが、今回はすでに貸店舗の入居者が決定している報告がありましたので、問題ないと判断いたします。

申請番号36について、既存敷地の拡張として農振除外済みです。問題ありません。

申請番号37について、既存敷地の拡張となります。近隣農地は所有者の農地であり、土羽を設置予定ですので問題ないと考えます。以上、ご報告いたします。

事務局 (金山 和弘) <常設審議委員会意見聴取、開発許可案件を補足説明>

議長 (荒井 一夫) 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたが審議に入る前に、申請番号26番を保留といたしましたので、申請件数は12件となります。申請件数12件で審議を行いたいと思います。

質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 申請番号24番ですが、軽トラックが写っている写真は、カラー刷りの図面上、どちらの方向から撮影したものでしょうか。また、小型運搬車からの荷物の積み下ろしを行うスペースは十分に確保されているのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 別冊資料の追加資料をご覧ください。緑色に塗られた当該地の右下南側に市道に接していない狭い作場道のようなものがあり、そこから撮影いたしました。当該申請地に隣接している開発分譲地で使用する建築資材の資材置き場にすることを使用目的とした申請であります。

建築資材は、一度、宅地分譲敷地内へ搬入し小型運搬車を用いて、先述しました狭い道を通り資材置き場へ搬入するため、荷物の積み下ろしには影響ないと思われまます。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号30について、今後も農業上、適正かつ効率的に管理する旨の誓約書が添付されております。ここは都市計画区域です、今後も農業上、適正かつ効率的に管理されるか懸念されますが、誓約書の提出は必要なのでしょうか。

事務局 (金山 和弘) 誓約書に法的効力は有さないと解釈しております。地権者は、これからも当該地を適正に管理していきますとの心情から誓約書を提出しましたので、事務局はその思いを忖度し受理いたしました。

議長 (荒井 一夫) その他、質疑はございませんか。

議長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号27番から申請番号30番までの4件については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の8件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めまます。

議案第5号については、申請番号26を保留とし、申請番号27番から申請番号30番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。また、それ以外の8件は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第6号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は8件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料17~19ページ、別冊資料説明21~28ページ>

議長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。越沼委員。

現地調査担当委員(越沼 良) 議案第5号、非農地証明願いについて、現地を調査した結果を報告いたします。

申請番号16番について、判定地目のとおり境内地として使用されており、農地の形跡はありませんでしたので、証明することに問題ありません。

申請番号17番について、農地の形跡はありませんでしたので、証明することに問題ありません。

申請番号18番について、砂利敷きとなっており農地の形跡はありませんでしたので、証明することに問題ありません。

申請番号19番について、過去に第5条申請が許可された後に住宅建築の計画がとん挫しており、宅地造成のみで現在に至っている状態です。農地の形跡はなく、周辺も擁壁となっているため、証明することに問題ありません。

申請番号20番について、宅地の一部として使用しているため、証明には問題ありません。

申請番号21番について、宅地として利用しているため、証明には問題ありません。

申請番号22番について、農地の形跡はありませんでしたので、証明することに問題ありません。

申請番号23番について、宅地の一部として使用しており、農地の形跡はありませんでしたので、証明することに問題ありません。

議長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は起立願います。

<全委員起立>

議長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。議案第6号は原案のとおり証明することといたします。

議長（荒井 一夫） それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次にその他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

議長（荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第2回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時50分 閉会